

訪問介護重要事項説明書

当事業所は利用者に対して、介護保険法に基づく指定訪問介護サービスを提供します。

当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

法人名	一般社団法人 コミュニケーションセンターかしわ
法人所在地	千葉県柏市名戸ヶ谷 483 番地
電話番号	0 4 - 7 1 6 3 - 2 9 4 5
代表者氏名	代表理事 木村 正己
設立年月日	平成 2 2 年 4 月 1 日

2. 事業所の概要

名称	訪問介護ステーションこみせん
所在地	千葉県柏市柏 6 - 1 0 - 2 2
介護保険指定番号	1 2 7 2 2 0 3 9 9 1
管理者名	丸山 紀子
電話番号	0 4 - 7 1 6 4 - 8 1 1 8 (F A X 兼用)
開設年月日	平成 2 4 年 8 月 1 日

3. 事業所のサービスの特色

コミュニケーションを重視し、信頼関係を築くことを大切に考えます。聞こえない（ろう者）ホームヘルパーや、手話や要約筆記のできる介護福祉士やホームヘルパーもおりますので、聞こえない・聞こえにくい方にも対応できます。また、訪問介護員に対して定期的に研修を行い、技術向上のための研鑽に努めております。

4. 事業の実施地域

柏市（地域以外の方でもご希望の方はご相談ください）

5. 営業時間

月～金（但し、祝祭日・年末年始を除く）	午前9：00～午後5：00
---------------------	---------------

6. サービス提供時間

月曜日～日曜日（但し、年末年始を除く）	午前6：00～午後10：00
---------------------	----------------

7. 事業所の職員体制

職 種	資 格	常 勤	非常勤	計
管理者		1 名		1 名
サービス提供責任者	介護福祉士			
サービス従業者	介護福祉士		2 名	2 名
サービス従業者	実務者研修修了者		3 名	3 名
サービス従業者	初任者研修（ヘルパー 2 級）修了者		5 名	5 名

8. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合 |
|--|

があります。

(1) 介護保険給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、負担割合に基づいた利用料金が介護保険から給付されます。負担割合証をご確認ください。

<サービスの概要と利用料金>

○身体介護

入浴・排せつ・食事等の介護を行います。

○生活援助

調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の援助を行います。

☆利用者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

①身体介護

- 入浴介助 …入浴の介助または入浴が困難な方は身体を拭く（清拭）などをします。
- 排せつ介助 …排せつの介助、おむつ交換を行います。
- 食事介助 …食事の介助を行います。
- 体位変換 …体位の変換を行います。
- 通院等介助 …通院等の介助を行います。
- その他 …更衣介助・口腔ケア等、利用者が日常生活を営むために必要な介助を行います。
自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助を行います。

②生活援助 （ご家族に対してのサービスは行いません。）

- 調理 …利用者の食事の用意を行います。
- 洗濯 …利用者の衣類等の洗濯を行います。
- 掃除 …利用者の居室等の掃除を行います。
（利用者が使用しない場所、庭等の敷地の掃除は行いません。）
- その他 …買い物・薬の受け取り等、利用者が日常生活を営むために必要な援助を行います。
（預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。）

☆加算対象サービス

以下のサービスは、介護報酬の加算対象となっています。ご利用の際には、負担割合に基づいた加算額を追加料金としてご負担いただきます。

①初回加算

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合または他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合は、200 単位（2,084 円）の加算をいただきます。（自己負担額 209 円）

②緊急時訪問介護加算

利用者やそのご家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者またはその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合に、100 単位（1,042 円）の加算をいただきます。（自己負担額 105 円）

<サービス利用料金>

令和 6 年度介護報酬改定により、介護給付費単位数等が変更になりました。それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）での料金は次のとおりです。

①身体介護（1 回あたり）

サービスに要する時間	20 分未満	20 分以上 30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間 30 分 未満	1 時間 30 分以上 (30 分増す毎に)
利用料金	1,698 円	2,542 円	4,032 円	5,908 円	854 円

②生活援助（1 回あたり）

サービスに要する時間	20 分以上 45 分未満	45 分以上
利用料金	1,865 円	2,292 円

③身体介護に引き続き生活援助を行う場合

サービスに要する時間	20 分以上 45 分未満	45 分以上 70 分未満	70 分以上
利用料金	677 円	1,354 円	2,031 円

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、利用者の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間に基づいて、計算されます。

☆平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

早朝（午前 6 時～ 8 時）	25%増
夜間（午後 6 時～10 時）	

☆やむを得ない事情で、2 人の訪問介護員でサービスを行う必要がある場合※は、利用者の同意を得て、通常の利用料金の 2 倍の料金をいただきます。

※ 2 人の訪問介護員でサービスを行う必要がある場合（例）

- ・ 体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・ 暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

☆次の加算は、当事業所が厚生労働大臣の定める体制要件を満たし、柏市に申請が受理された加算においてのみ料金が発生します。請求書に明記してありますのでご確認ください。

令和 6 年度介護報酬改定により、令和 6 年 6 月から以下の通りになります。

① 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 24.5%を加算
② 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 22.4%を加算
③ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 18.2%を加算
④ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の 14.5%を加算
⑤介護職員等処遇改善加算(V)(1)	所定単位数の 22.1%を加算
⑥介護職員等処遇改善加算(V)(2)	所定単位数の 20.8%を加算
⑦介護職員等処遇改善加算(V)(3)	所定単位数の 20.0%を加算
⑧介護職員等処遇改善加算(V)(4)	所定単位数の 18.7%を加算
⑨介護職員等処遇改善加算(V)(5)	所定単位数の 18.4%を加算
⑩介護職員等処遇改善加算(V)(6)	所定単位数の 16.3%を加算
⑪介護職員等処遇改善加算(V)(7)	所定単位数の 16.3%を加算
⑫介護職員等処遇改善加算(V)(8)	所定単位数の 15.8%を加算
⑬介護職員等処遇改善加算(V)(9)	所定単位数の 14.2%を加算
⑭介護職員等処遇改善加算(V)(10)	所定単位数の 13.9%を加算
⑮介護職員等処遇改善加算(V)(11)	所定単位数の 12.1%を加算
⑯介護職員等処遇改善加算(V)(12)	所定単位数の 11.8%を加算
⑰介護職員等処遇改善加算(V)(13)	所定単位数の 10.0%を加算
⑱介護職員等処遇改善加算(V)(14)	所定単位数の 7.6%を加算

尚、介護職員等処遇改善加算(V)(1)~(14)) については、令和 7 年 3 月 31 日まで算定が可能です。

⑱特定事業所加算Ⅰ	所定単位数の 20%
⑳特定事業所加算Ⅱ	所定単位数の 10%
㉑特定事業所加算Ⅲ	所定単位数の 10%
㉒特定事業所加算Ⅳ	所定単位数の 5%
㉓特定事業所加算Ⅴ	所定単位数の 3%
㉔生活機能向上連携加算Ⅰ	1 月につき 100 単位
㉕生活機能連携加算Ⅱ	1 月につき 200 単位
㉖認知症専門ケア加算Ⅰ	1 月につき 3 単位
㉗認知症専門ケア加算Ⅱ	1 月につき 4 単位
㉘口腔連携強化加算	1 回につき +50 単位(1 月に一回を限度)

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額が利用者の負担となります。

②複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 ヶ月前までにご説明します。

(3) 交通費

柏市内にお住まいの方は、交通費は無料です。ただし柏市以外の地域にお住まいの方が当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際して要した交通費をいただきます。

ヘルパーが悪天候などの理由で車を使用した場合の駐車場料金については、利用者様のご負担になります。請求書を発行します。領収証をお渡ししますので、ご確認の上、お支払いをお願いします。

(4) 利用料金のお支払方法

前記(1)～(3)の料金・費用は1ヶ月ごとに計算し、翌月15日までにご請求しますので、翌月27日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さ

い。なお、銀行振込の場合は、振込手数料は利用者のご負担とさせていただきます、その振込み受領証をもって領収証にかえさせていただきます。

- ① 現金による支払い
② 下記指定口座への振込み
千葉銀行 柏市役所出張所 普通預金 3041685
口座名 : 一般社団法人 コミュニケーションセンターかしわ
代表理事 木村正己

(5) 利用の中止、変更、追加

①利用予定日の前に、利用者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービス実施日の前日午後 5 時までには事業者申し出て下さい。

ただし、サービスの変更については訪問介護員の稼働状況により、希望する日時に提供できないことがあります。この場合、他の利用可能日時を提示して、協議させていただきます。

②利用予定日の前日午後 5 時までには申し出がなく、直前になって利用の中止の申出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただきます。

ただし、利用者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。キャンセルが必要となった場合は至急ご連絡ください。

(連絡先 TEL : FAX 04-7164-8118)

利用日の前日午後 5 時までにご連絡いただいた場合	無料
利用日の前日午後 5 時までにご連絡がなかった場合	1,000 円

9. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービスの提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替して、サービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

①利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。

ただし、利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は利用者及びそのご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

①定められた業務以外の禁止

利用者は「8. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。

ただし、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事務所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

④その他

誠に恐縮ではございますが、お茶・お菓子などの心遣いはご遠慮ください。

(4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

①医療行為

②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

④利用者の同居家族に対するサービス提供

⑤利用者の日常生活の範囲を超えたサービス（大掃除、庭掃除など）

⑥利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

⑦身体拘束その他利用者の行動を制限する行為

（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）

⑧利用者又は家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為

1 0. 事故発生時の対応について

当事業所は、事故対策委員会の設置、開催、従業員に対する研修を行っています。

サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、居宅介護支援事業者、市町村等に連絡を行い必要な措置を講じます。

1 1. 虐待防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待防止のために、次に掲げるとおり行っています。

- ① 虐待防止に関する委員会の設置と開催、指針の整備、受付窓口・責任者の選定
- ② 成年後見制度の利用の支援
- ③ 苦情解決体制整備
- ④ 従業者に対し、虐待防止のための研修等の実施と周知徹底
- ⑤ サービス提供中に、虐待と思われる事項を発見した場合は、速やかに関係者、市町村等に通報します。(状況・経過等を虐待相談受付票に記録)

1 2. 身体拘束等について

当事業所は、原則として利用者に対して身体拘束等を行いません。

ただし、自傷他害等のおそれがある場合など利用者本人または他人の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合は下記の要件を満たし利用者に対し説明し同意を得て行うことがあります。

その場合は、態様、経過観察、検討内容等の記録と保存を行います。

- ① 切迫性…直ちに行わなければ利用者本人または他人の生命に危険が及ぶことが考えられる場合。
- ② 非代替性…身体拘束等以外に代替する介護方法が無い場合。
- ③ 一時性…利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば直ちに身体拘束を解く場合。

身体拘束適正化を含めた虐待防止委員会を設置・開催し、従業者に対する研修の実施と周知徹底を行っています。

1 3. 衛生管理・感染対策等について

当事業所は衛生管理・感染対策のため、下記のとおり行います。

- ① 訪問介護員等の清潔保持、及び健康状態管理
- ② 事業所の設備・備品等の衛生的な管理

- ③ 感染症の予防・蔓延防止のための委員会設置、開催、従業員に対する研修及び訓練の実施

1 4. 業務継続計画(自然災害・感染対策)について

当事業所は、委員会の設置と開催を実施し、下記のとおり行います。
自然災害・感染症の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び早期業務再開を図るための計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。また従業者に対し研修・訓練等を行い周知徹底します。業務継続計画は定期的又は必要に応じて見直します。

1 5. ハラスメントについて

当事業所は、介護現場で働く職員の安全と安心して働ける労働環境が築けるようハラスメント防止に取り組み、職員に対し定期研修と周知徹底を行います。

事業所内外において行われる優越的な関係を背景とした言動、下記の行為は組織として許容しません。

- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
- ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つける、おとしめる行為
- ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為

上記は当事業所職員、関係事業者、ご利用者及びその家族等が対象です。
ハラスメントが発生した場合は、委員会等で検討し、関係機関への連絡、相談、必要な措置、再発防止策等を講じます。

1 6. 苦情・虐待・身体拘束等の相談受付窓口

(1) 当事業所内受付 TEL : FAX 0 4 - 7 1 6 4 - 8 1 1 8

相談受付担当者 丸山 紀子

苦情解決、虐待防止、身体拘束適正化責任者 伊丹 信子

(2) 行政機関その他苦情受付機関

柏市役所(代表) 指導監査課 TEL : 0 4 - 7 1 6 7 - 1 1 1 1

FAX : 0 4 - 7 1 6 6 - 6 0 2 6

千葉県国民健康保険団体連合会 TEL : 0 4 3 - 2 5 4 - 7 4 2 8

FAX : 0 4 3 - 2 5 4 - 7 4 0 1

令和 年 月 日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

訪問介護ステーションこみせん

説明者職名 サービス提供責任者

氏名 _____ 印 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供の開始に同意しました。

利用者 住所

氏名 _____ 印 _____

家 族 利用者との関係（ ）

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

私は、本人の同意意思を確認し署名代行いたしました。

署名代行者 住所

氏名 _____ 印 _____

※利用者との関係（ ）